

試用期間

社会保険労務士 桂 好志郎

- Q 2 試用期間中の法的性格と試用期間中の解雇**
- この期間の法的性格については諸説があり、これについての、最高裁判例（三菱樹脂事件—最大判昭48・12・12）は解約権留保付の労働契約の成立とされています。
- （試用期間）
- 第〇条 職員として採用された者は、採用された日より3カ月間を試用期間とする。試用期間は1ヶ月を限度に延長することができる。ただし、状況により試用期間を短縮または設けないことがある。
- 2 試用期間中は、第〇条の規定のほか下記事項に該当するときは解雇することができる。この場合、入職日から起算して14日以内に解雇するときは予告をしない。14日を超えたときは30日前の予告の上解雇する。ただし解雇予告手当を支払ったときは、その日数を短縮する。
- ①所要の能力又は技能に欠けると認めるとき
②勤務態度が悪いとき又は成績向上の見込みが薄いとき
③院長の命に従わないとき
④同僚との協調性に欠けるとき
⑤欠勤が多いとき
⑥遅刻又は早退がしばしばあるとき
⑦職員としての適格性を欠くとき
⑧第〇条に抵触する違反をしたとき
⑨第〇条に定める必要書類を提出しないとき
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。
4 試用期間中の欠勤は原則として、試用期間に算入しない。

就業規則の参考例

Q 1 就業規則などで試用期間について言及している医院は少ないのでは、採用した職員の適性、技能、勤務態度、協調性等をみて、本採用にするかどうかを決定する期間として、試用期間を設ける医院は多くあります（特に正職員を採用するとき）が、試用期間は必ず設けなければならないものではなく、医院の自由裁量となっています。

試用期間中の解雇については、最初の14日以内（曆日をいい、実労働日数ではない）であれば、労基法第20条で定められている解雇予告手続きをことなく即時に解雇することができますが、14日以内で解雇できるという理由もなく使用者の都合で自由に解雇するものではなく、正当な理由が必要です。

例 A	試用期間	試用期間あり 試用期間中の労働条件	期間3カ月 同条件
例 B	試用期間	試用期間あり 試用期間中の労働条件 条件の内容	期間3カ月 異なる 賃金 月額○万円 ※試用期間後は○万円アップ
例 C	試用期間	試用期間あり 試用期間中の労働条件 条件の内容	期間3カ月 異なる 賃金 時給○円 ※試用期間後は月給○万円

- ※試用期間の記入例
- Q 3 採用する時に「試用期間があります」と言つていいのか
- ハローワークの求人票には上記の欄があります。
- Q 4 試用期間中、どうかいう給与体系にするのか
- 記入例（※参照）を紹介します。

- Q 5 試用期間を1年間とすることができるか法的な規定はありませんが、2ヶ月～6ヶ月程度が一般的です。試用期間満了による解雇の場合も同じです。
- Q 6 試用期間を延長したいが
- 業務の適性に疑問、不安が残るため試用期間を延長したいケースがあります。そのためには、その旨の規定を定めておいてください。

- Q 7 試用期間中の雇用管理のあり方、漠然と過ごすのではなく適切な援助を
- また解雇の理由については、具体的に、正確に、想定できる事項を網羅し、よく説明しておくようにしてください。
- 「今回の採用を契機に悪くなつた」という経験はありませんか。ここで大切なことは、新しい職員を採用することによって、先輩職員への刺激となり、また後輩に教えることによる成長等で、職員全体のレベルが向上するように持っていくことです。その方向に心を配り、OJT（日常の仕事を通じて必要な知識・技能・問題解決能力および態度について実施する教育訓練）等を計画してください。

この期間の法的性格については諸説があり、これについての、最高裁判例（三菱樹脂事件—最大判昭48・12・12）は解約権留保付の労働契約の成立とされています。

例 A	試用期間	試用期間あり 試用期間中の労働条件	期間3カ月 同条件
例 B	試用期間	試用期間あり 試用期間中の労働条件 条件の内容	期間3カ月 異なる 賃金 月額○万円 ※試用期間後は○万円アップ
例 C	試用期間	試用期間あり 試用期間中の労働条件 条件の内容	期間3カ月 異なる 賃金 時給○円 ※試用期間後は月給○万円

上記を参考に、決まりはありません。

技能、勤務態度、協調性等をみて、本採用にするかどうかを決定する期間です。ここで大切なことは、業務適格性を判断するために、到達してほしい業務水準、勤務態度等について、目標を明確に提示し援助することです。